

2015年3月26日

お客様 各位

コミュニティワン株式会社  
代表取締役社長 藤記 博

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊社は所管監督官庁である国土交通省関東地方整備局よりマンション管理適正化法に基づく監督処分を下記のとおり受けましたので、ご報告申し上げます。

弊社は、今回の監督処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、お客様には大変なご心配、ご迷惑をお掛けいたしましたこととお詫び申し上げます。

既に再発防止に向けた社員教育及び業務フローの徹底を実施しておりますが、今後もより一層コンプライアンスの強化を図り、お客様の信頼回復に向け全社一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 処分年月日

2015年3月25日

2. 処分内容

『指示処分』

3. 処分理由

管理業務を受託している管理組合(一物件)において、元管理員が管理組合財産を不正に受領し、当該管理組合に損害をあたえたこと

以上

【本件に関するお問合せ先】

コミュニティワン株式会社 マンション管理事業部 事業統括課 03-5435-6323

(受付時間 10:00～17:00 水・日・祝を除く)